

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金および授業料等減免)とは

国際文化理容美容専門学校渋谷校/国分寺校は、国による「高等教育の修学支援新制度」の対象校です。本制度の対象者は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生、かつ進学先で学ぶ意欲のある学生です。採用者は支援区分に応じた「給付奨学金(月額給付)」と「授業料および入学金の減免」を受けることができます。申請要件の詳細は日本学生支援機構(以下「機構」)HP でご確認ください。また、自動的に減免されるものではありませんので、希望者は機構の給付奨学金を通じて申込み、採否の結果を待ってください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>



1. 減免の対象

入学金(120,000 円)※ / 授業料(38,000 円/月)

実習費、施設維持費、その他教材用具費等は対象ではありません

※入学金の減免が受けられるのは、給付奨学金の支給始期が 4 月である場合のみ。秋の申込みで採用(二次採用)された場合は、支給始期が 10 月となるため入学金は減免対象外。授業料の減免のみとなります。

多子世帯の授業料等無償化について

令和 7 年度より多子世帯の学生は給付奨学金の家計基準に該当しない場合(給付金が 0 円)でも、授業料・入学金は所得制限なく免除の対象になります。自動的に減免されるものではありませんので、希望者は機構の給付奨学金を通じて申込み、採否の結果をお待ちください。

1. 減免の対象

上記と同様

2. 申請要件

◆多子世帯の確認

多子世帯の確認は、マイナンバーを通じて扶養する子供等(※)の人数を機構が行います。

原則として、申請時点で確定している前年以前の年末(12 月 31 日)時点の住民税の課税情報により行います。

そのため、本制度における「扶養する子」は原則として、申請時点における実際のきょうだいの数ではなく、確定済みの前年以前の税情報により確認されます。

例: 3 人きょうだいで、きょうだいが春から社会人になって扶養から外れる(もしくは今年の春から扶養から外れている)場合でも、申請時点では本制度の「多子世帯」に該当する可能性があります。

(※)扶養する子供等の範囲は、実子、養子、生計維持者より年下の扶養親族。

(※)申請等の直前(課税情報に反映されていない時期)に出生した子供等を申告することが可能。申請方法については法人事務局 奨学金担当まで。

アルバイトの収入が多く扶養から外れている場合などは「子供」としてカウントされないケースもあります。

◆所得制限

ありません(給付奨学金の所得制限については、機構 HP でご確認ください)

◆資産要件(2025 年度～)

多子世帯の授業料等減免: 3 億円未満 (申込者本人と生計維持者の合計)

多子世帯の要件に当てはまるか否かは、機構の給付奨学金へ申込みを行うことにより、判定されます。

希望者は申請を行い、その結果をお待ちください。

2. 支援区分と支援内容

①多子世帯でない場合

支援区分(支援割合)	給付奨学金(月額)	授業料等減免額(年額)	入学金減免額(入学時のみ)
第Ⅰ区分	自宅 :38,300 円 (42,500 円)	456,000 円	120,000 円
	自宅外:75,800 円		
第Ⅱ区分	自宅 :25,600 円 (28,400 円)	304,000 円	80,000 円
	自宅外:50,600 円		
第Ⅲ区分	自宅 :12,800 円 (14,200 円)	152,000 円	40,000 円
	自宅外:25,300 円		

②多子世帯である場合

支援区分	給付奨学金(月額)	授業料等減免額(年額)	入学金減免額(入学時のみ)
第Ⅰ区分(多子世帯)	自宅 :38,300 円 (42,500 円)	456,000 円	120,000 円
	自宅外:75,800 円		
第Ⅱ区分(多子世帯)	自宅 :25,600 円 (28,400 円)		
	自宅外:50,600 円		
第Ⅲ区分(多子世帯)	自宅 :12,800 円 (14,200 円)		
	自宅外:25,300 円		
第Ⅳ区分(多子世帯)	自宅 :9,600 円 (10,700 円)		
	自宅外:19,000 円		
多子世帯	0 円		

※生活保護受給世帯に同居および児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの場合はカッコ内の金額となります。

※給付奨学金、授業料等減免額の支援区分は、機構の家計基準により決定します。

進学資金シミュレーターで支援の対象になるか、目安を確認することができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>



3. 減免方法について

学費は本学の指定する期日までにいったん納付いただきます。減免額決定後、振込により支援分を還付する予定です。還付の時期は10月下旬(前期・4～9月分)と3月下旬(後期・10～3月分)を予定しています。授業料は年間分を前期と後期で等分して減免します。採用の時期によっては、前期分と後期分を合算して3月下旬に還付となります。予めご了承ください。

①多子世帯でない場合

支援区分	入学金	授業料	前期還付※	後期還付	還付計
第Ⅰ区分	120,000	456,000	348,000	228,000	576,000
第Ⅱ区分	80,000	304,000	232,000	152,000	384,000
第Ⅲ区分	40,000	152,000	116,000	76,000	192,000

②多子世帯である場合

支援区分	入学金	授業料	前期還付※	後期還付	還付計
第Ⅰ区分(多子世帯)	120,000	456,000	348,000	228,000	576,000
第Ⅱ区分(多子世帯)					
第Ⅲ区分(多子世帯)					
第Ⅳ区分(多子世帯)					
多子世帯					

※入学金120,000円が含まれます。

減免額のお知らせは、前期還付分は8月上旬、後期還付分は2月下旬ころに保護者様宛に郵送いたします。

4. 支援区分の見直し

支援区分は毎年見直されます(適格認定(家計))。本人および生計維持者の前年の収入額や資産額に基づき、毎年10月に見直されます。区分の変更が生じた場合は、新たな区分の支援となります。適用期間は10月～翌年9月までの1年間です。どの区分にも該当しない「支援対象外」になることもあります。その期間中は給付月額・授業料減免どちらも対象外です。また、学業成績や出席状況に基づき、給付奨学金の継続の可否を判定する適格認定(学業)も行われます。平均以上の学業成績が求められますので、自覚をもって勉学や学校生活に取り組んでください。

適格認定(家計) についての詳細

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/index.html



適格認定(学業)についての詳細

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_gakuryoku.html



5. 申込みを希望する方へ

高等教育の修学支援新制度による授業料等減免へ申込みを希望する方は、春の募集(4月～)または秋の募集(10月～)に行われる説明会へ出席してください(学生のみ参加)。その後、機構の給付奨学金 在学採用へ申込み、採否の結果を待ってください。

◆申請にかかる提出物

① 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)

お申込み後、学校から配布します。

申請書を出すだけでは申し込んだことになりません。必ず給付奨学金をお申込みください。

② 学修計画書

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金および授業料等減免)に申し込む方は、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有しているかどうかを「学修計画書」において確認する必要があります。

6. 関連資料

◆文部科学省「高等教育の修学支援新制度」 <https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



◆日本学生支援機構「給付奨学金」 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>



ご不明点などありましたら、
事務局 奨学金担当(03-3462-1447)へお問合せください
JASSO 公式 X(旧 Twitter)のフォローもお勧めします

